

沖縄農林水産物条件不利性解消事業費補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 28 日 府政沖第 132 号

(通則)

第 1 条 沖縄農林水産物条件不利性解消事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及びその他の法令の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 「県外」とは、沖縄県以外の都道府県をいう（鹿児島県に属する離島は除く。）。
- 2 「県産農林水産物」とは、沖縄県内で生産された農林水産物（水産物については県内で水揚げされたものをいう。）をいう。
- 3 「北部市町村」とは、名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村及び金武町をいう。
- 4 「離島市町村」とは、石垣市、うるま市のうち津堅島地区、宮古島市、南城市のうち久高島地区、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町及び与那国町をいう。
- 5 「域外」とは、北部市町村については、県外をいい、離島市町村については、沖縄本島及び県外をいう。
- 6 「地域特産物」とは、県産農林水産物のうち北部市町村及び離島市町村（以下「北部・離島市町村」という。）が定める品目及びその一次加工品をいう。
- 7 「一次加工品」とは、北部・離島市町村が定めた県産農林水産物を当該北部・離島市町村内で加工し、飲食料品の原料又は材料として販売するものをいう。

(交付の目的)

第 3 条 この補助金は、県外に比べて他県へ出荷される農林水産物について、県外産地との競争条件において不利性を有していることに鑑み、県外出荷の取組を支援することで、持続可能で競争力のある沖縄の農林水産業の振興に資することを目的とする。

(補助金の交付の対象、補助対象経費及び補助率)

第 4 条 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、沖縄県知事（以下「知事」という。）が実施する、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」

という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 条件不利性解消事業

(2) 流通環境整備事業

2 補助事業に係る補助対象経費は、沖縄県が負担する費用で、別表に掲げるものとする。

3 補助事業に係る補助率は、補助対象経費の10分の8以内とする。

(交付申請)

第5条 知事は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までに別記様式第1号による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 前項の交付申請をするに当たって、補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率に乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第6条 大臣は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、申請に係る補助事業が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、知事に通知するものとする。

2 大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 前条の規定による申請書が内閣府に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるものとする。

(1) 知事は、経費の配分を変更する場合は、あらかじめ別記様式第2号の変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更をする場合にはこの限りでない。

ア 補助事業間の経費におけるいずれか低い方の額の1割以内の変更

イ 補助対象経費におけるいずれか低い方の額の2割以内の配分の変更

(2) 知事は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ別記様式第3号の中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けること。

(3) 知事は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第4号の事故報告書により、大臣に報告を行い、その指示を受けること。

(産業財産権に関する届出)

第8条 知事は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく別記様式第5号の産業財産権届出書を大臣に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 知事は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、当該補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から30日以内に、別記様式第6号による交付申請の取下げ書を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 知事は、適正化法第12条の規定に基づき大臣が報告を求めたときは、別記様式第7号の遂行状況報告書を大臣に速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 知事は、補助事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで（補助金の支払を概算払により行った場合は、補助事業を完了した日から70日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の6月10日のいずれか早い日まで）に別記様式第8号による実績報告書及び添付書類を大臣に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業が完了せずに交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合は、翌年度の4月30日までに適正化法第14条後段の規定に基づき、前項に準ずる実績報告書等を大臣に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第12条 大臣は、前条第1項の報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、知事に通知するものとする。

2 大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、知事が補助金の返還のための予算措置につき議会の議決を必要とする場合で、かつ、20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内と

することができる。なお、期限内の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 大臣は、第 7 条第 2 号の補助事業等の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 6 条の決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業等に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還については、前条第 3 項の規定（同項ただし書の規定を除く。）を準用する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 14 条 知事は、第 12 条の規定に基づく補助事業に係る補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第 9 号の報告書により大臣に速やかに報告しなければならない。

2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の返還については、第 12 条第 3 項の規定を準用する。

(補助金の請求)

第 15 条 補助金の支払は、原則として第 12 条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 22 条及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条第 4 号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

2 知事は、前項本文の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第 10 号による精算払請求書を、前項ただし書の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第 11 号による概算払請求書を内閣府大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(財産の管理)

第 16 条 知事は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。）により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 知事は、取得財産等について別記様式第 12 号の取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

3 知事は、当該年度に取得財産等があるときは、第 10 条に定める報告書に別記様式第 13 号の取得財産等明細表を添付しなければならない。

(財産処分の制限)

第 17 条 知事は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が 1 件当たり 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産については、補助事業の完了後においても大臣の承認を得ないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 知事は、取得財産等の処分を行おうとする場合は、内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続等について（平成 20 年 5 月 27 日府会第 393 号）により申請書を提出し、承認を得なければならない。

(補助金の収益納付)

第 18 条 知事は、補助事業実施中及び終了後一定期間内に、補助事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、その他出資により取得した持分に対する財産分配等により収益があったときは、別記様式第 14 号の収益状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 知事は、大臣が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、大臣の発する指示に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付しなければならない。

3 大臣は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の経理)

第 19 条 知事は、補助事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

(補助金調書)

第 20 条 知事は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第 15 号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助事業者に対して付すべき条件)

第 21 条 知事は、補助対象事業を実施する事業主体に対して補助金の交付の決定をする場合には、第 6 条から第 14 条まで及び第 16 条から前条までの規定と同一趣旨の条件を付さなければならない。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は内閣府政策統括官（沖縄政策担当）が別に定める。

附 則

この決定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表

事業の区分	補助事業の内容	補助対象経費
条件不利性解消事業	(1) 県外出荷支援 県産農林水産物の県外出荷に要する輸送費に対する支援 (2) 北部・離島地域振興支援 北部・離島市町村で生産された地域特産物の域外出荷に要する輸送費に対する支援	事務費、補助金、賃金とし、各費目の取扱いについては、実施要領に定めるところによる。
流通環境整備事業	県産農林水産物の出荷における物流の合理化を実現するための実証事業等に対する支援	委託費、事務費、補助金、賃金とし、各費目の取扱いについては、実施要領に定めるところによる。